

(写)

令和6年8月5日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長 倉崎 哲矢

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日付け長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず、別紙3の公益委員見解を基に別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会の総意として、別紙4のとおり、政府に対して、強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| | |
|---------|---------|
| 公益代表委員 | 倉 崎 哲 矢 |
| | 沼 尾 史 久 |
| | 山 本 恭 子 |
| 労働者代表委員 | 櫻 井 由紀夫 |
| | 竹 村 進 |
| | 山 口 正 巳 |
| 使用者代表委員 | 井 出 康 弘 |
| | 犠 山 典 生 |
| | 山 岸 章 |

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 9 8 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 908円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の長野県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,993円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかつた。

（注）1箇月換算額

908円（長野県最低賃金）×173.8（一箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=127,353円

令和 6 年 8 月 5 日

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

長野県最低賃金専門部会は、長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、県下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている状況、最低賃金法の目的、県下の経済雇用状況、賃金実態調査等を十分考慮するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意して、審議を行ってきたところである。

しかしながら、当専門部会において、労使の意見がまとまらず、遺憾ながら結論を見いだすことができなかつた。

このため、令和 6 年度長野県最低賃金の改正決定について、令和 6 年 7 月 25 日に中央最低賃金審議会から答申された令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安を十分参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を 50 円引き上げて 998 円とする。
- 2 適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする。
- 3 発効日は、令和 6 年 10 月 1 日の指定日に発効する。
- 4 当専門部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。